

○東京藝術大学大学院研究科委員会規則

〔 昭和53年 2月16日 〕
制 定

改正 平成19年 3月28日 平成25年10月24日
平成27年 3月26日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学大学院学則第7条第2項の規定に基づき、東京藝術大学大学院美術研究科委員会及び東京藝術大学大学院音楽研究科委員会（以下それぞれの研究科委員会を「委員会」という。）の組織及び運営等について定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、当該研究科の教授、准教授及び常勤の講師をもって組織する。

(委員会)

第3条 研究科長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、定例委員会及び臨時委員会とし、定例委員会は、毎月1回所定の日
に開催するものとし、臨時委員会は、研究科長が必要があると認めた場合又は委員
会構成員の3分の1以上の委員から開催要求があった場合に開催するものとし
る。

3 委員会は、委員会構成員の3分の2以上の委員が出席しなければ開催すること
ができない。

4 委員会の議事は、東京藝術大学学位規則第9条第2項及び第14条第2項に定め
る場合を除き、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す
るところによる。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べるものとし
る。

(1) 研究指導教員又は授業科目担当教員の選考に関する事項

(2) 教育課程の編成に関する事項

(3) 研究指導の方法に関する事項

(4) 学生の入学、休学（本人の申し出による休学を除く。）、除籍及び課程の修了
に関する事項

(5) 授業科目の試験及び成績評価に関する事項

(6) 学位論文等の審査及び試験に関する事項

(庶務)

第5条 委員会に関する庶務は、当該学部の事務部において処理する。

附 則

1 この規則は昭和53年2月16日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

2 東京芸術大学大学院研究科委員会規則（昭和38年4月1日制定）は、これを廃
止する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。